

監査報告書

公益財団法人 生協総合研究所
代表理事 生源寺 眞一 殿

私たち監事は、2009年10月1日から2010年3月31日までの、第一期事業年度の理事の職務の執行に関して、各監事から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事の協議により定めた監事監査実施基準に準拠して、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、研究所活動の継続性を尊重しながら、新しい公益法人として準拠すべき法令・会計基準などへの対応に着目し監査するとした監査方針に従い、理事、その他の職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。又、理事会に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第139条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書並びに注記）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当財団の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重要な事実はありません。

(2) 計算書類及び附属明細書並びに財産目録の監査結果

会計監査人 大光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 追記情報

重要な偶発事象並びに後発事象等の追記情報はありません。

尚、財団運営にあたって、定款を含めた規程の整備を進めるとともに、理事会を中心とした、一層のマネジメント体制の強化と充実を図り、内部統制の整備と運用を進められることを望むものです。

2010年6月3日

監事 小栗 崇資



監事 越淵 堅志



監事 川田 俊夫

